

## 一般会計等財務書類における注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産 ..... 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの ..... 再調達価額

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの ..... 取得原価

取得原価が不明なもの ..... 再調達価額

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産 ..... 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの ..... 取得原価

取得原価が不明なもの ..... 再調達価額

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの ..... 会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの ..... 取得原価

② 出資金・出捐金（市場価格のないもの） ..... 出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。） ..... 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年～50年

工作物 10年～60年

物品 4年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。） ..... 定額法

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

.....自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徵収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として給付された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち、上天草市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

手許現金及び要求払預金を計上しています。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税込方式によっています。

② 物品の計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万以上の場合に資産として計上しています。

2 重要な会計方針の変更

重要な会計方針の変更はありません。

3 重要な後発事象

該当ありません。

4 偶発債務

該当ありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項は次のとおりです。

① 一般会計等財務書類の対象範囲は以下のとおりです。

一般会計

診療所会計

斎場特別会計

天草四郎ミュージアム特別会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲の差異

一般会計等と普通会計に差異はありません。

③ 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 財務書類の表示単位

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況は次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債比率	将来負担比率
—	—	11.6%	—

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当ありません。

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費過次繰越額	0 千円
明許繰越額	2,105,743 千円
事故繰越額	84,033 千円
合計	2,189,776 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

普通財産に該当し、貸付等を行っていない有形固定資産

② 減債基金に係る積立不足額 0 千円

③ 基金借入金（繰替運用） 0 千円

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	10,514,494 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,760,869 千円
将来負担額	22,090,150 千円
充当可能基金額	8,694,940 千円
特定財源見込額	535,859 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	16,551,268 千円

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当ありません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 259,563千円

② 既存の決算情報との関連性

	歳入（収入）	歳出（支出）
一般会計歳入歳出決算書	21,791,081 千円	20,432,082 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	144,298 千円	129,941 千円
内部取引消去（繰出・繰入）に伴う差額	△65,626 千円	△65,626 千円
繰越金に伴う差額	△1,266,426 千円	—
資金収支計算書	20,603,327 千円	20,496,397 千円

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

<u>業務活動収支</u>	1,606,896 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	805,682 千円
未収債権の増加	45,536 千円
未収債権の減少	△17,435 千円
減価償却費	△2,964,895 千円
徴収不能引当金繰入額	△11,193 千円
徴収不能引当金不足額	△905 千円
退職引当金繰入額	△306,322 千円
賞与等引当金繰入額	△161,150 千円
賞与等引当金取崩額	145,599 千円
資産売却益	4,032 千円
資産除売却損	△35,449 千円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	△889,604 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

⑤ 重要な非資金取引

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額はありません。